

## 健康診断受診Q & A

Q 1 対象者を教えてください。

A：協会けんぽでは生活習慣病予防検診（労働安全衛生法上の定期検診項目を含む）の対象者を35から74歳の被保険者としています。

このため、35歳未満の方には個別に労働安全衛生法上の定期検診項目についてのみ受診していただいています。

### <検査内容について>

Q 2 一般検診の中に婦人科検診は含まれますか？

A：一般検診には含まれていません。婦人科検診はオプションになります。

Q 3 胃の検査を受けたくないのですが省けますか？

A：協会けんぽの生活習慣病予防健診でいう一般検診とは

「身体測定・血圧測定・尿検査・便潜血反応検査・血液検査・心電図検査・胸部レントゲン検査・胃部レントゲン検査」がセット項目となっております。個別に治療中等で検査をされている場合は省くことが可能です。

Q 4 付加検診とは何ですか？

A：一般検診に任意に追加してできる検診のことです。

「腹部超音波検査（肝臓・胆のう・腎臓などの臓器を調べる）・眼底検査（高血圧・糖尿病性網膜症などを見つける手がかりとなる）・肺機能検査・詳細な血液検査（血小板数・血液像・総ビリルビン・LDHなど）」などの人間ドッグで受けられるような内容が、協会けんぽからの補助の対象者は低料金（2,689円）で受けられます。対象者とは、40歳から70歳までの5年きぎみの年齢の方です。

### <料金に関すること>

Q 5 会からの負担金が5,282円までなのはなぜですか？

A：一般検診の個人負担が5,282円になるように協会けんぽが負担してくれています。その個人負担分を会がお支払いします。

Q 6 婦人科検診について協会けんぽの補助を利用すれば無料になりますか？

A：該当年度、偶数年齢になる方には協会けんぽから補助が受けられますが、一部自己負担が生じます。また、乳ガン検診について「超音波検査」は補助の対象外になっている場合があります。

Q 7 オプション料金はどの医療機関でも同じですか？

A：医療機関によってオプション料金は違いますので各自ホームページなどでご確認ください。また医療機関によっては、受診前の問診票に当日のお支払金額を提示している場合があります。

< 35歳未満の常用従業員について >

Q 8 35歳未満の人の受診はどのようにしたらいいですか？

A：かかりつけ医などに、別途お渡しする「健康診断個人票」を持って受けていただくことになります。

Q 9 35歳未満が受診する健康診断の料金の補助も5,282円までですか？

A：労働安全衛生法上の定期検診項目（「健康診断個人票」に記載の内容）のみ、会で全額負担します。なお、血液検査を含む自由診療となるため高額（2万円弱）を立て替えていただくことになります。ご了承ください。

< 事務処理について >

Q 10 健康診断は業務内に行ってもいいですか？

A：はい、所要時間が何時間であっても半日のみ業務内でお願いします。  
検診後休む場合は半日分の有休を使ってください。

Q 11 健康診断の料金はどのように精算すればよいですか？

A：検診料は立て替えていただき、後日領収書の原本を提出してください。Q 5 に記載の5,282円まで会から補助します。

Q 12 検診後の結果報告について教えてください。

A：検査結果が届いたらコピー（コピー代は立替金請求をしてください。）を事務所まで提出してください。医療機関によっては事業所用にも送付される場合があります。

事務所で確認しているのは各項目の「判定」の部分で、詳細は不要です。  
従って、「判定一覧表」がついている場合はそのページだけでかまいません。  
なお、要精密検査判定のある方には再受診をおすすめしています。